

東北地域農林水産物等輸出促進協議会規約

平成17年9月6日制定
平成18年6月9日一部改正
平成19年6月15日一部改正
平成24年2月17日一部改正
平成27年10月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正

(名称)

第1条 本会は、東北地域農林水産物等輸出促進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、東北地域の高品質で安全な農林水産物・食品の一層の輸出促進を図るため、関係者一体となった取組を推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する関係団体、地方公共団体、関係各省地方支分部局等より構成する。

2 会員は、会長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。

(賛助会員)

第4条 本会は、会長が適当と認めた者を、賛助会員として参加させることができるものとする。

(活動)

第5条 本会は、会員の合意に基づき、次の活動を行う。

- (1) 農林水産物等の輸出に関する相談
- (2) 農林水産物等の輸出に関する情報の収集及び共有化
- (3) 農林水産物等の輸出に関する課題の検討及び農林水産物等輸出促進全国協議会への提案
- (4) シンポジウムの開催等農林水産物等の輸出に係る普及啓発活動の実施
- (5) 本会の会員による取組の連携・調整
- (6) その他農林水産物等の輸出促進を図るために必要な活動の実施

(会長及びその職務)

第6条 本会の会長は、東北農政局長とする。

2 会長は、会務を総理し、本会を招集する。

(幹事会)

第7条 本会の下に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成する。
- 3 幹事会は、本会の活動に資する重要事項の決定を行うことができる。
- 4 幹事長は、東北農政局経営・事業支援部輸出促進課長とする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集する。
- 6 幹事は、幹事長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、東北農政局経営・事業支援部輸出促進課に置く。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。